

議第16号

高島市水道事業給水条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

高島市長 福井正明

---

高島市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(高島市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 高島市水道事業給水条例(平成17年高島市条例第272号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「に消費税および地方消費税率を乗じて得た額を加算した額」を削る。

第25条第1項中「に消費税および地方消費税率を乗じて得た額を加算した金額」を削り、同項第1号の表中「120,000円」を「132,000円」に、「187,000円」を「205,700円」に、「270,000円」を「297,000円」に、「480,000円」を「528,000円」に、「750,000円」を「825,000円」に、「1,687,000円」を「1,855,700円」に改める。

第27条中「に消費税および地方消費税率を乗じて得た額を加算した額」を削り、同条の表中「1,300円」を「1,430円」に、「90円」を「99円」に、「100円」を「110円」に、「130円」を「143円」に、「150円」を「165円」に、「170円」を「187円」に、「1,400円」を「1,540円」に、「2,300円」を「2,530円」に、「3,600円」を「3,960円」に、「6,600円」を「7,260円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「25,000円」を「27,500円」に、「46,000円」を「50,600円」に改める。

(高島市公共下水道使用料条例の一部改正)

第2条 高島市公共下水道使用料条例(平成17年高島市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第7条中「に消費税および地方消費税率を乗じて加算した合計額」を削

る。

別表中「2,800円」を「3,080円」に、「160円」を「176円」に、「170円」を「187円」に、「180円」を「198円」に、「190円」を「209円」に、「240円」を「264円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「50円」を「55円」に改める。

(高島市農林業集落排水処理施設条例の一部改正)

第3条 高島市農林業集落排水処理施設条例(平成17年高島市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条中「に消費税および地方消費税率を乗じて加算した合計額」を削る。

別表第1上寺地区農業集落排水処理施設の項を削る。

別表第2中「2,800円」を「3,080円」に、「160円」を「176円」に、「170円」を「187円」に、「180円」を「198円」に、「190円」を「209円」に、「240円」を「264円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「50円」を「55円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の高島市農林業集落排水処理施設条例の規定を適用する場合において、上寺地区農業集落排水処理施設に係る令和3年3月分までの汚水量に基づき徴収する使用料については、改正前の高島市農林業集落排水処理施設条例を適用するものとする。